

第
6053
号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダアスクラブFAXニュース

(2018年)平成30年 10月 3日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyoo.com>

♠ みなし相続財産

Q：夫が亡くなり、生命保険金と退職金を受け取りました。このお金は、相続税の対象になりますか？

A：相続税の対象になりますが、一定の非課税枠が設けられています。

【解説】

相続税の課税対象となる財産には、被相続人が相続開始の時、現に所有していた土地や家屋、有価証券などの「本来の相続財産」のほか、死亡に伴い支払われる生命保険金や死亡退職金なども含まれます。

これらは生命保険会社や生前勤務していた会社から支払われるもので、相続により取得したものとは意味合いが異なりますが、実質的に相続により取得したものと同じ経済的效果があるため、「みなし相続財産」として課税財産に含まれることなっています。

ただし、これらには、遺族の最低生活保障への配慮という観点から、非課税限度額（＝500万円×法定相続人の数）が設けられています。

なお、生命保険契約でも相続開始時にまだ保険事故が発生しておらず、保険料負担者が被相続人であるものは生命保険契約の権利に該当し、保険契約者が被相続人であれば「本来の相続財産」として、保険契約者が被相続人以外の者であれば「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

